

平成30年度から地籍調査を始めます。



シリーズ地籍調査⑤



地籍調査Q&A ②

Q6 境界立会は必ず行かなければならないのですか

・A6 土地の境界は、隣接する土地所有者同士で決めていただく必要があります。境界の立会いが行われなければ、その土地だけでなく隣地の土地も「筆界未定」となります。調査後、大変な手間と費用が個人負担となります。こうしたことにならないよう、必ず立会っていただきますようお願いいたします。

Q7 地籍調査で民地と民地の境界についても町が決めてくれますか

・A7 地籍調査は、あくまでも隣地土地所有者同士で決めた境界を確認し調査を行うもので、町が民々境界を決定することはできません。事前に関係者と協議し境界確認を行ってください。

Q8 立会いが行われなかった場合や、立会っても境界が決まらないときは

・A8 「筆界未定」として処理し、登記所に送付します。

Q9 「筆界未定」とした場合どのような不都合がありますか

・A9 「筆界未定」として登記された土地は原則、「地目変更」、「地積更正」、「分・合筆」等の表示に関する登記申請が受理されません。また、地籍図に境界(線)が表示されず正確な面積もわかりません。また、地籍調査後に解決した場合には、土地所有者の費用によって、地図訂正(境界確定・測量)の登記申請を行うこととなります。改めて町で調査することはありません。

Q10 登記簿の面積と調査後の面積が異なった場合、調整してくれますか

・A10 境界の確定については、あくまでも土地所有者同士で決めていただき、確定した境界にて測量を行います。その結果が登記簿面積と異なっても、面積の調整は行いません。また、登記所に備付けられている公図の多くは、明治時代の地租改正によってつくられたものを基にしているため、大部分の土地に、面積の増減が発生します。

事業の詳細については、随時お知らせしていきます。

地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。

建設課建設係地籍調査担当 ☎68-1117